

**EU のアジア大洋州における  
自由貿易協定（FTA）交渉・交渉準備の進捗状況**

**2017 年 5 月**

**日本貿易振興機構（ジェトロ）**

**ブリュッセル事務所**

**海外調査部 欧州ロシア CIS 課**

EUは、アジア大洋州地域の成長力を域内経済に取り込むべく、同地域の国々との通商交渉の妥結を優先課題に位置付けている。EUのアジア大洋州地域における既存の自由貿易協定（FTA）としては、韓国（2011年7月暫定適用開始、2015年発効）とシンガポール（2013年最終合意）、ベトナム（2015年交渉妥結）があるが、マレーシアとタイ、インドとの交渉は停滞気味だ。しかし、EUはその一方で、フィリピンと2015年12月に、インドネシアと2016年7月にFTA交渉の開始で同意、オーストラリアとニュージーランドについても2017年中の交渉開始が見込まれている。2017年1月の米国のトランプ政権の誕生による、グローバルな自由貿易体制に対する逆風もあるが、EUの欧州委員会は積極的に通商交渉を推進したい意向だ。

本稿では、EUがアジア大洋州地域でFTA交渉・交渉準備を進める国々の中で、日本以外に状況に進捗が見られるオーストラリアとニュージーランド、インドネシア、フィリピンについて、EUとの貿易の現況と、FTA交渉の進捗状況（交渉開始前の国については、交渉開始に向けた動向）について取りまとめた。

#### 【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

## 目 次

<b>1.</b>	<b>オーストラリア</b> .....	<b>1</b>
	(1) 通商関係の現状 .....	1
	(2) FTA 交渉準備の進捗状況 .....	2
<b>2.</b>	<b>ニュージーランド</b> .....	<b>5</b>
	(1) 通商関係の現状 .....	5
	(2) FTA 交渉準備の進捗状況 .....	6
<b>3.</b>	<b>インドネシア</b> .....	<b>9</b>
	(1) 通商関係の現状 .....	9
	(2) FTA 交渉の進捗状況 .....	10
<b>4.</b>	<b>フィリピン</b> .....	<b>16</b>
	(1) 通商関係の現状 .....	16
	(2) FTA 交渉の進捗状況 .....	18
<b>5.</b>	<b>参考資料</b> .....	<b>22</b>
	(1) オーストラリア及びニュージーランドとの FTA 交渉に関する EU の見解 .....	22

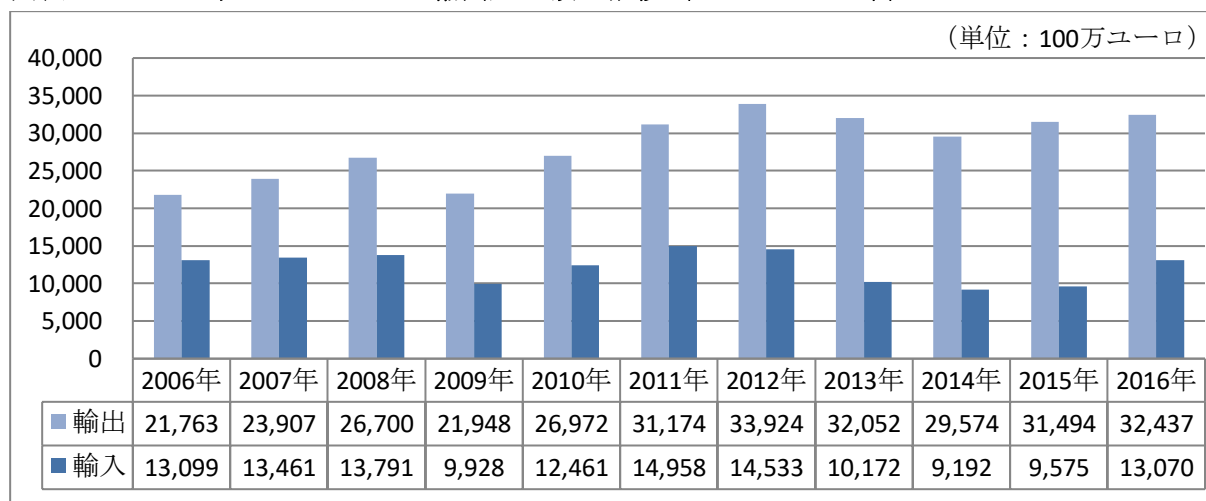
## 1. オーストラリア

### (1) 通商関係の現状

2016年のEUの対オーストラリアの輸出総額は324億3,700万ユーロとなり、対前年比で3.0%拡大した。また、同年のEUの対オーストラリアの輸入総額は130億7,000万ユーロとなり、対前年比で36.5%拡大。同年のEUとオーストラリアの貿易総額は455億700万ユーロとなり、対前年比10.8%増となった。2015年から2016年にかけての貿易総額の拡大は主として、EUのオーストラリアからの輸入拡大（対前年比34億9,500万ユーロ増）によるところが大きい。そのため、EUの対オーストラリア貿易黒字は193億6,700万ユーロとなり、2015年の219億1,900万ユーロから縮小した<sup>1</sup>。EUはオーストラリアにとって中国に次ぐ貿易相手、米国に次ぐ第2位の外国直接投資（FDI）の投資元となった。

なお、2016年のEUとオーストラリア間の貿易額を2006年と比較すると、EUの輸出額は49.1%拡大したのに対して、輸入額は0.2%減となり、貿易総額は30.5%拡大。貿易総額は、過去10年間で概ね増加傾向にあるものの、2016年の総額は、2012年のピーク時の水準（484億4,570万ユーロ）には達していない<sup>2</sup>。

図表1：EUの対オーストラリア輸出入金額の推移（2006～2016年）



出所：European Union, Trade in goods with Australia (16 February 2017)

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc\\_113346.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc_113346.pdf)

2016年のEUの対オーストラリアの輸出を品目別にみると、「機械・器具」が76億3,800万ユーロ（構成比23.5%）、「輸送機器」が72億9,200万ユーロ（同22.5%）、「化学品」が61億7,300万ユーロ（同19.0%）で大きなシェアを占めており、工業製品の割合が圧倒的

<sup>1</sup> “European Union, Trade in goods with Australia” European Commission, Directorate-General for Trade (DG Trade), 16 February 2017

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc\\_113346.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc_113346.pdf)

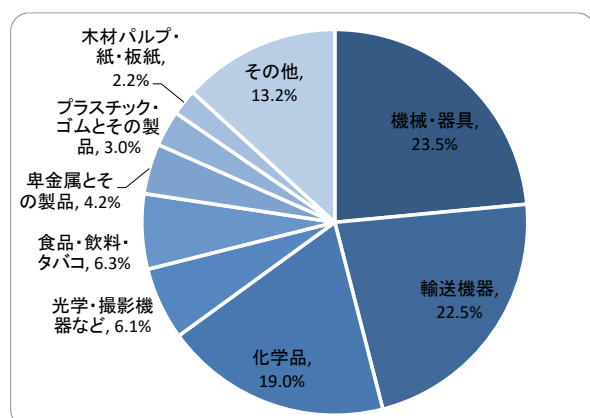
“Trade relations - Australia and the EU” European External Action Service (EEAS),

[https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/610/australia-and-eu\\_en](https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/610/australia-and-eu_en)

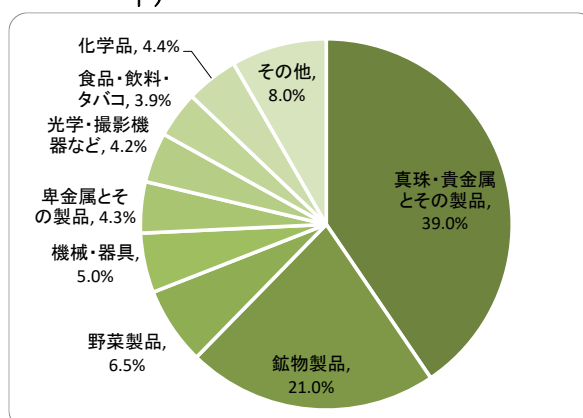
に大きい。2016年の輸出額が対前年比で最も拡大した品目は「植物性・動物性油脂」で41.6%拡大、一方最も縮小した品目は「美術品」で31.7%縮小だったが、2016年の輸出額全体に占める割合はそれぞれ0.4%と0.1%にとどまった<sup>3</sup>。

2016年のEUの対オーストラリアの輸入を品目別にみると、輸入総額の半分以上を資源関連製品が占めており、「真珠・貴金属とその製品」が50億9,900万ユーロ（構成比39.0%）、「鉱物製品」が27億5,300万ユーロ（同21.0%）、これら2品目に「卑金属とその製品」を加えた資源関連製品の合計の輸入額は84億2,000万ユーロとなった。2015年から2016年にかけて「真珠・貴金属とその製品」の輸入額は5.4倍となり、一方、「鉱物製品」の輸入は11.1%縮小した。「野菜製品」の輸入額は2015年から7.2%縮小したものの、依然として輸入額では第3位で8億4,900万ユーロとなった<sup>4</sup>。

図表2：EUの対オーストラリア輸出品目別シェア（金額ベース、2016年）



図表3：EUの対オーストラリア主要輸入品目別シェア（金額ベース、2016年）



出所：European Union, Trade in goods with Australia (16 February 2017)

## (2) FTA 交渉準備の進捗状況

EUとオーストラリアは2008年10月に「EU・オーストラリア・パートナーシップ枠組み（European Union - Australia Partnership Framework）」に合意した。同枠組みは「多国間貿易制度の促進と双方間の貿易・投資の拡大」に加えて、「外交政策と世界安全保障に関する対話・協力の強化」と「アジア大洋州地域における協力・協調の改善」、「エネルギー・気候変動分野における協力」、「研究・教育・イノベーションにおける協力強化と人的交流の促進」の5分野における行動計画を提示。特に貿易については、自由貿易協定（FTA）と関連する双方の政策アプローチに関する情報交換を含む貿易・投資環境の最適化に向けた取り組み、通商協定を含む貿易・投資関係の改善に向けたメカニズムの模索などが盛り込まれた<sup>5</sup>。

<sup>3</sup> “European Union, Trade in goods with Australia” DG Trade, 16 February 2017  
[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc\\_113346.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc_113346.pdf)

<sup>4</sup> 同上

<sup>5</sup> “European Union-Australia Partnership Framework”  
[https://eeas.europa.eu/sites/eeas/files/partnership\\_framework2009eu\\_en.pdf](https://eeas.europa.eu/sites/eeas/files/partnership_framework2009eu_en.pdf), “New EU-Australia

さらに、2015年4月に双方は「EU・オーストラリア枠組み協定」の交渉妥結を発表。同協定は2017年4月現在、批准手続きが終了していないが、発効すれば従来の双方間の関係の強化が期待される<sup>6</sup>。この他、EUとオーストラリアは、適合性審査や認証の相互承認、ワインの貿易など、特定分野に関する協定を締結している<sup>7</sup>。

EUとオーストラリアは2015年11月に、FTA交渉の開始に向けた準備作業を開始することで合意し、FTA交渉の対象範囲と野心レベルを決定するための「スコーピング作業」を開始<sup>8</sup>。その後、欧州委員会は2017年4月6日に同作業の終了を発表し、欧州委員会のセシリア・マルムストロム委員（通商担当）とオーストラリアのステイブン・チオボ貿易・投資相が電話会談し、FTA交渉の対象範囲と野心レベルを相互に確認したことを明らかにした<sup>9</sup>。

一方、EUは2016年1月に、通商協定の必要性や協定によって生じ得る影響に関する「影響評価」を開始した<sup>10</sup>。欧州委員会はこの影響評価の枠組みにおいて、2016年3月から6月にかけて「将来のEU・オーストラリア、EU・ニュージーランド間の貿易・経済関係に関するオンライン・パブリック・コンサルテーション（公開諮問）」を実施し、利害関係者からの意見を募集<sup>11</sup>。2017年3月にその結果の一部を公開した<sup>12</sup>。畜産・酪農や製糖分野の産業団体がオーストラリアとのFTAに警戒感を示した。また、一部の農業・食品関連の産業団体からは、オーストラリアの輸入食品に対する検査を問題視する声が上がった。一方、自動車産業や化学産業などからは積極的な交渉推進を求める声が上がっている（詳細は「5.参考資料」を参照）。パブリック・コンサルテーションの結果は、影響評価（2017年4月現在未発表）に盛り込まれる。

欧州委員会がEU閣僚理事会に対して交渉マンデート（権限）を要請するには、スコーピング作業と影響評価の終了が条件となるため、交渉開始の正式な日程はまだ発表されていない。ただし、駐オーストラリアEU大使は2017年2月のインタビューで、2017年下半期の交渉

---

Partnership Framework to be endorsed during the EU-Australia Troika meeting in Paris” the European Commission, 28 October 2008 [http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-08-1592\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-08-1592_en.htm)

<sup>6</sup> “Towards a closer EU-Australia Partnership” EEAS, 22 April 2015

<https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/3400/towards-closer-eu-australia-partnership-joint-declaration-eus-high-representative-foreign-and-en>

<sup>7</sup> “Australia and the EU” EEAS, 10 May 2016 [https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/610/australia-and-eu\\_en](https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/610/australia-and-eu_en)

<sup>8</sup> “EU – Australia relations factsheet” EEAS, 8 September 2016

[https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage\\_en/9544/EU%20-%20Australia%20Relations%20factsheet](https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage_en/9544/EU%20-%20Australia%20Relations%20factsheet)

<sup>9</sup> “EU and Australia one step closer to launching trade negotiations” DG Trade, 6 April 2017

<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?&id=1643>

<sup>10</sup> “Inception Impact Assessment” European Commission, 27 January 2016 [http://ec.europa.eu/smart-regulation/roadmaps/docs/2015\\_trade\\_040\\_au\\_nz\\_trade\\_agreement\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/smart-regulation/roadmaps/docs/2015_trade_040_au_nz_trade_agreement_en.pdf)

<sup>11</sup> “Online public consultation on the future of EU-Australia and EU-New Zealand trade and economic relations” DG Trade, 14 March 2017 [http://trade.ec.europa.eu/consultations/index.cfm?consul\\_id=195](http://trade.ec.europa.eu/consultations/index.cfm?consul_id=195)

“Impact Assessment” DG Trade, 1<sup>st</sup> February 2017 <http://ec.europa.eu/trade/policy/policy-making/analysis/policy-evaluation/impact-assessments/>

“EU - Australia FTA Consultation launched by the European Commission” EEAS, 16 March 2016

[https://eeas.europa.eu/delegations/vienna-international-organisations/3751/eu---australia-fta-consultation-launched-by-the-european-commission\\_en](https://eeas.europa.eu/delegations/vienna-international-organisations/3751/eu---australia-fta-consultation-launched-by-the-european-commission_en)

<sup>12</sup> “Published Results: AUZ\_NZ” 21 March 2017

[https://ec.europa.eu/eusurvey/publication/AUZ\\_NZ#](https://ec.europa.eu/eusurvey/publication/AUZ_NZ#)

開始に言及した<sup>13</sup>。なお、欧州議会の国際貿易委員会（INTA）も、2016年2月25日に「オーストラリア及びニュージーランドとの FTA 交渉の開始に関する決議」を採択し、欧州委員会に対して両国との FTA 交渉の準備と開始を要請した<sup>14</sup>。

シンクタンクであるオーストラリア国際問題研究所（Australian Institute of International Affairs、AIIA）の分析によれば、この FTA には物品・サービス貿易、投資、知的財産権、公共調達、国家間の紛争解決、規制協力、持続可能な開発（労働及び環境ルール）が盛り込まれる見込みだ。特にサービス貿易と投資分野の交渉では、市場アクセスや規制協力とともに、「自然人の移動」や資格の相互承認についても協議すると見られる<sup>15</sup>。

なお、英国の EU 離脱（ブレグジット）が、交渉開始の障害となる可能性は低いと考えられる。オーストラリアのチオボ貿易・投資相は、英国の EU 離脱に関する国民投票後の 2016 年 9 月 6 日にロンドンで講演し、物品・サービス貿易の促進や、研究・イノベーションでの協力強化、双方向の投資拡大を目的に、EU との FTA 交渉に取り組む意向を示した。同時に英国との FTA については、EU 加盟国は域外の第三国と個別に FTA 交渉を行う権限がないため「英国がオーストラリアと交渉可能になるのを待つ」とし、「実利主義的な」姿勢を打ち出した<sup>16</sup>。また、同相は同月 8 日に、ブリュッセルで欧州委員会のマルムストロム委員（通商担当）と会談し、その後の記者会見で、EU とオーストラリアの貿易の発展は、経済成長と雇用創出に大きく貢献する可能性があるとし、交渉開始に前向きな考えを示した<sup>17</sup>。

---

<sup>13</sup> “Canada free-trade deal with EU points way for Australia” Financial Review, 16 February 2017 <http://www.afr.com/news/economy/trade/canada-freetrade-deal-with-eu-points-way-for-australia-20170216-guej2f>

<sup>14</sup> “European Parliament resolution of 25 February 2016 on the opening of FTA negotiations with Australia and New Zealand” European Parliament, 25 February 2016 <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=TA&reference=P8-TA-2016-0064&language=EN&ring=B8-2016-0250>

<sup>15</sup> “EU-Australia talks: services essential” 25 January 2017, AIIA [http://www.internationalaffairs.org.au/australian\\_outlook/eu-australia-fta-talks-services-essential/](http://www.internationalaffairs.org.au/australian_outlook/eu-australia-fta-talks-services-essential/)

<sup>16</sup> チオボ貿易・投資相の講演、2016年9月6日、[http://trademinister.gov.au/speeches/Pages/2016/sc\\_sp\\_160906.aspx?w=tb1CaGpkPX%2FIS0K%2Bg9ZKEg%3D%3](http://trademinister.gov.au/speeches/Pages/2016/sc_sp_160906.aspx?w=tb1CaGpkPX%2FIS0K%2Bg9ZKEg%3D%3)

<sup>17</sup> ジュリー・ビショップ外相、チオボ貿易・投資相共同記者会見、2016年9月8日、[http://foreignminister.gov.au/transcripts/Pages/2016/jb\\_tr\\_160908.aspx](http://foreignminister.gov.au/transcripts/Pages/2016/jb_tr_160908.aspx)

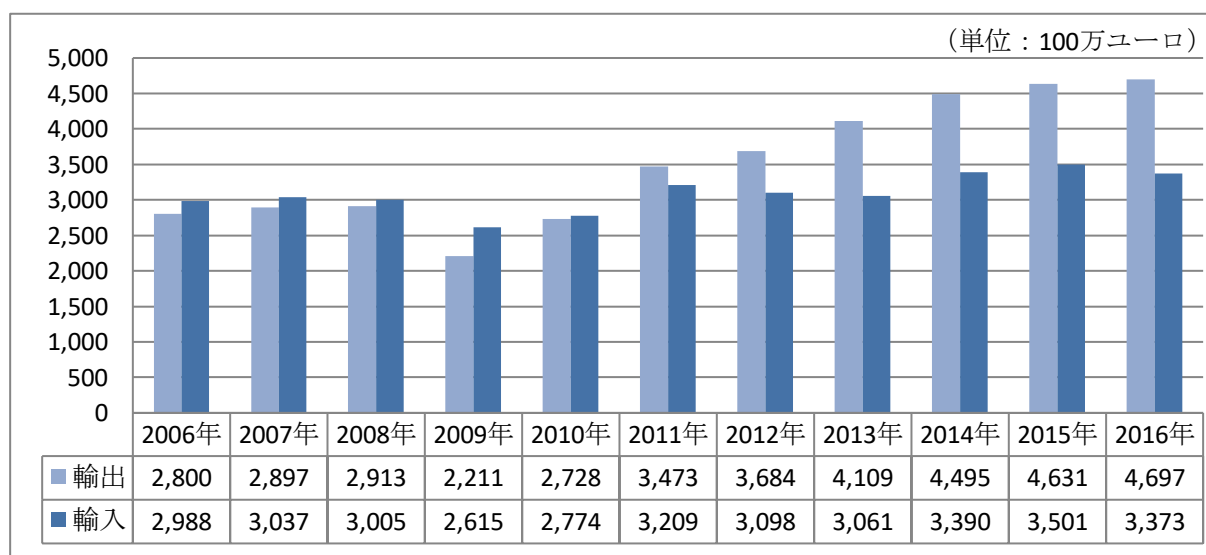
## 2. ニュージーランド

### (1) 通商関係の現状

2016年のEUの対ニュージーランドの輸出総額は46億9,700万ユーロとなり、対前年比で1.4%拡大した。一方、同年のEUの対ニュージーランドの輸入総額は33億7,300万ユーロとなり、対前年比で3.7%縮小。同年のEUとニュージーランドの貿易総額は、80億7,000万ユーロとなり、対前年比で0.8%縮小した。EUの対ニュージーランド貿易黒字は13億2,500万ユーロとなり、2015年の11億3,000万ユーロから拡大した。EUは2016年、ニュージーランドにとって中国とオーストラリアに次ぐ第3位の貿易相手だった。

なお、2006年から2016年にかけてEUとニュージーランドの貿易総額は約40%拡大（22億8,200万ユーロ増）したが、これには、EUからの輸出拡大（同期間に67.8%増）によるところが大きい<sup>18</sup>。

図表4：EUの対ニュージーランド輸出入金額の推移（2006～2016年）



出所：European Union, Trade in goods with New Zealand (16 February 2017)

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc\\_113425.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc_113425.pdf)

2016年のEUの対ニュージーランドの輸出を品目別にみると、金額が大きかった品目は「輸送機器」が13億4,800万ユーロ（構成比28.7%）、「機械・器具」が11億8,700万ユーロ（同25.3%）であり、この2品目の合計で輸出総額の54.0%を占めた。これに次ぐ「化学品」の輸出額は5億4,300万ユーロ（同11.6%）だった。2016年の輸出額が対前年比で最も拡大した品目は「真珠・貴金属とその製品」で38.8%増の拡大、一方最も縮小した品目は

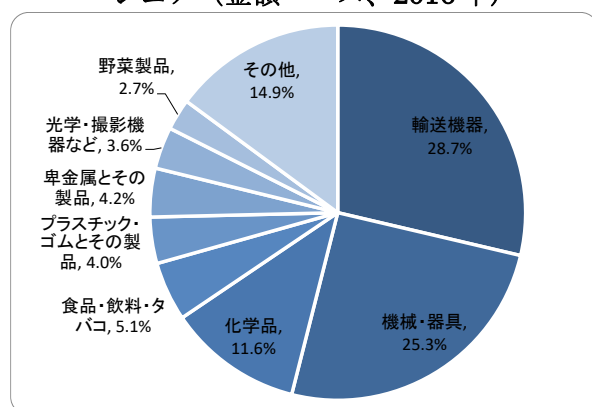
<sup>18</sup> “European Union, Trade in goods with New Zealand” 16 February 2017, DG Trade  
[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc\\_113425.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc_113425.pdf)



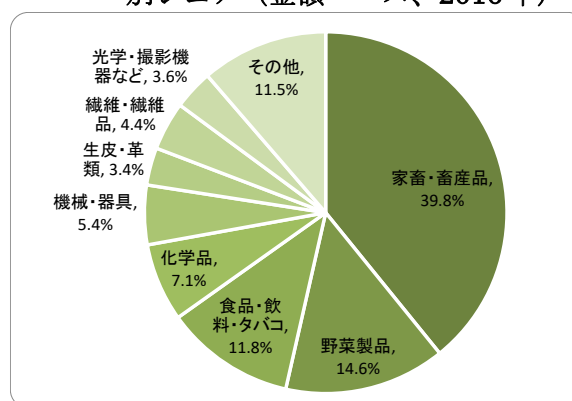
「美術品、骨とう」で 45.3%縮小だった。2016 年の輸出総額に占める割合はそれぞれ 0.3%、0.1%にとどまった<sup>19</sup>。

EU の対ニュージーランドの輸入を品目別にみると、農産品が主な輸入品目であり、輸入額での上位 3 品目は「家畜・畜産品」が 13 億 4,200 万ユーロ（構成比 39.8%）、「野菜製品」が 4 億 9,400 万ユーロ（同 14.6%）、「食品・飲料・タバコ」が 3 億 9,900 万ユーロ（同 11.8%）で、それらを合計すると輸入総額の 66.2%を占めた。また、2016 年の輸入額第 4 位の品目は「化学品」で、全体の 7.1%を占めた。2016 年の輸入額が対前年比で最も拡大した品目は「真珠・貴金属とその製品」で 34.9%増の拡大、一方最も縮小した品目は「美術品、骨とう」で 53.4%縮小だった。2016 年の輸入総額に占める割合はそれぞれ 0.2%にとどまった<sup>20</sup>。

図表 5：EU の対ニュージーランド輸出品目別シェア（金額ベース、2016 年）



図表 6：EU の対ニュージーランド輸入品目別シェア（金額ベース、2016 年）



出所：European Union, Trade in goods with New Zealand (16 February 2017)

## (2) FTA 交渉準備の進捗状況

双方は 1999 年に「EU とニュージーランドの関係に関する共同宣言」に署名、同宣言はその後 2007 年に安全保障やテロ対策、人権、開発・経済協力、貿易、気候変動、科学技術の分野における行動計画を定めた「関係と協力に関する共同宣言」に置き換えられた。2012 年には、双方間の関係の枠組みを定める法定拘束力のある「関係と協力に関するパートナーシップ協定（PARC）」の交渉を開始し、2015 年に交渉妥結、2016 年に署名、2017 年 1 月から暫定適用を開始した<sup>21</sup>。貿易については、同協定には関税や衛生植物検疫措置（SPS）、貿易の技術的障壁、原材料、知的財産などを対象に、協力や対話、情報交換の促進が盛り込まれてい

<sup>19</sup> 同上

<sup>20</sup> 同上

<sup>21</sup> “New Zealand and the EU” EEAS, 12 May 2016 [https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/1600/new-zealand-and-eu\\_en](https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/1600/new-zealand-and-eu_en)

“Notice concerning the provisional application of the Partnership Agreement on Relations and Cooperation between the European Union and its Member States, of the one part, and New Zealand, of the other part” 12 January 2017 [http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L\\_.2017.007.01.0001.02.ENG&toc=OJ:L:2017:007:TOC](http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2017.007.01.0001.02.ENG&toc=OJ:L:2017:007:TOC)

る<sup>22</sup>。この他、EUとニュージーランドは、獣医学的な基準や航空輸送サービス、基準・認証の相互承認など、特定分野に関する協定を締結している<sup>23</sup>。

EUとニュージーランドは2015年10月に、FTA交渉開始に向けた準備作業の開始で合意し、スコーピング作業を開始した。欧州委員会は当時、サプライ・チェーンのグローバル化や製造業とサービスにおける国際的な相互依存に対応したルール策定、ルールの透明性や汚職対策、経済的利益と労働者の権利や環境保護の両立の実現に期待を示した<sup>24</sup>。

ニュージーランド外務貿易省は2016年2月29日まで、FTA交渉に関する意見公募を実施。一方、EUでは、オーストラリアと同時に、ニュージーランドとのFTA交渉についても2016年1月に影響評価を開始し、同年3月から6月にかけてパブリック・コンサルテーションを実施、その結果の一部はオーストラリアとのFTAに関するパブリック・コンサルテーションの結果とともに、2017年3月に公開された<sup>25</sup>。オーストラリアと同様、畜産・酪農・製糖産業団体がFTAに警戒感を示した一方、自動車産業や化学産業などからは積極的な交渉の促進を求める声が上がった（詳細は「5.参考資料」を参照）。

2017年4月現在、影響評価の結果は公表されていないものの、2017年3月7日にベルギー・ブリュッセルで会談した欧州委員会のマルムストロム委員とニュージーランドのトッド・マックレイ貿易相はスコーピング作業の終了を確認した。欧州委員会は、スコーピング作業の結果を考慮して影響評価を終了させ、閣僚理事会に交渉マンデート（権限）を提案する運びとなる<sup>26</sup>。

2016年12月12日に就任したニュージーランドのビル・イングリッシュ首相は2017年1月10日にブリュッセルを訪問し、欧州委員会のジャン＝クロード・ユンケル委員長や欧州理事会（EU首脳会議）のドナルド・トゥスク常任議長と会談し、FTA交渉についても協議した。トゥスク常任議長は、同FTAによる経済成長や投資、雇用創出の可能性を強調し、「保護主義の圧力が高まる中で、開かれた経済や貿易に向けた強い政治的なメッセージを送ることになる」として、2017年中の交渉開始に期待を表明した<sup>27</sup>。また、同月16日にイングリッシ

<sup>22</sup> “Partnership Agreement on Relations and Cooperation between the European Union and its Member States, of the one part, and New Zealand, of the other part” 29 November 2016 [http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L\\_.2016.321.01.0003.01.ENG&toc=OJ:L:2016:321:TOC](http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2016.321.01.0003.01.ENG&toc=OJ:L:2016:321:TOC)

<sup>23</sup> “New Zealand and the EU” EEAS, 12 May 2016 [https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/1600/new-zealand-and-eu\\_en](https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/1600/new-zealand-and-eu_en)

<sup>24</sup> “Trade leaders of New Zealand and the EU meet to discuss free trade agreement” DG Trade, 29 October 2015 <http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1390>

<sup>25</sup> “Published Results: AUZ\_NZ” 21 March 2017 [https://ec.europa.eu/eusurvey/publication/AUZ\\_NZ](https://ec.europa.eu/eusurvey/publication/AUZ_NZ)

<sup>26</sup> “EU and New Zealand move a step further in expanding trade links” European Commission, 7 March 2017 <http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1633>

<sup>27</sup> “New Zealand Prime Minister Bill English meets EU leaders in Brussels” EEAS, 10 January 2017 [https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/18435/new-zealand-prime-minister-bill-english-meets-eu-leaders-brussels\\_en](https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/18435/new-zealand-prime-minister-bill-english-meets-eu-leaders-brussels_en)

ユ首相と会談したドイツのアンゲラ・メルケル首相は、FTAによるニュージーランドとの通商関係の強化を歓迎するとともに、交渉開始を後押しする方針を明らかにした<sup>28</sup>。

なお、イングリッシュ首相は2017年1月13日に英国のテレーザ・メイ首相と会談し、会談後の記者会見で、英国がEUとの関係で通商協定の交渉が可能になり次第、交渉を開始する考えを表明した。この会見においてメイ首相は、EU・ニュージーランドFTAへの支持を表明すると同時に、英国とニュージーランドの将来のFTA交渉の開始に向けて、必要な作業を見極めるための対話をすでに開始したことを明らかにした<sup>29</sup>。

---

<sup>28</sup> “New Zealand’s Prime Minister in Berlin” Bundesregierung, 16 January 2017  
[https://www.bundesregierung.de/Content/EN/Artikel/2017/01\\_en/2017-01-16-neuseelaendischer-pm-bei-bkin\\_en.html?nn=709674](https://www.bundesregierung.de/Content/EN/Artikel/2017/01_en/2017-01-16-neuseelaendischer-pm-bei-bkin_en.html?nn=709674)

<sup>29</sup> “PM press conference with New Zealand Prime Minister Bill English, 13 January 2017” GOV UK  
<https://www.gov.uk/government/speeches/pm-press-conference-with-new-zealand-prime-minister-bill-english-13-january-2017>

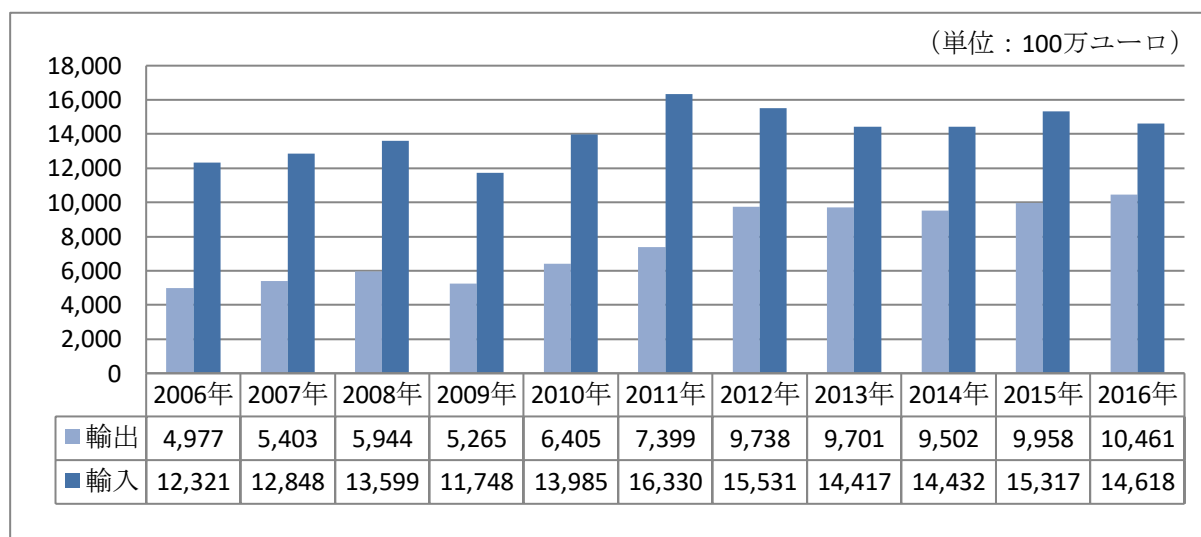
## 3. インドネシア

### (1) 通商関係の現状

2016年のEUの対インドネシアの輸出総額は104億6,100万ユーロとなり、対前年比で5.1%拡大した。一方、同年のEUの対インドネシアの輸入総額は146億1,800万ユーロとなり、対前年比で4.6%縮小。同年のEUとインドネシアの貿易総額は250億7,900万ユーロとなり、対前年比で0.8%縮小した。EUの対インドネシア貿易赤字は41億5,700万ユーロとなり、2015年の53億5,900万ユーロから縮小した。EUは2016年、インドネシアにとって中国と日本、シンガポールに次ぐ第4位の貿易相手となった<sup>30</sup>。

なお、2006年から2016年にかけて、貿易総額は約45%拡大（77億8,100万ユーロ増）したが、特にEUからインドネシアへの輸出が同期間で2倍以上の110.2%増と大きく拡大した。

図表7：EUの対インドネシア輸出入金額の推移（2006～2016年）



出所：European Union, Trade in goods with Indonesia (16 February 2017)

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc\\_113391.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc_113391.pdf)

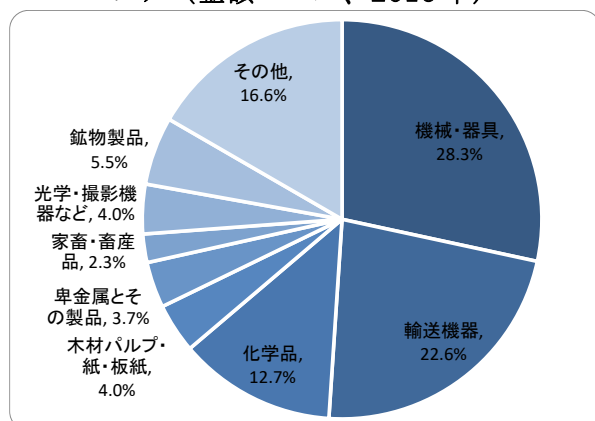
2016年のEUの対インドネシアの輸出を品目別にみると、金額が最も大きかった品目は「機械・器具」で29億6,400万ユーロ（構成比28.3%）となったが、輸出額は2012年以降、減少傾向にある。金額第2位は「輸送機器」で23億6,300万ユーロ（同22.6%）、第3位は「化学品」で13億3,000万ユーロ（同12.7%）だった。2016年の輸出額が対前年比で最も拡大した品目は「鉱物製品」で8.4倍の拡大、一方最も縮小した品目は「真珠・貴金属との

<sup>30</sup> “European Union, Trade in goods with Indonesia” DG Trade, 16 February 2017  
[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc\\_113391.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc_113391.pdf)

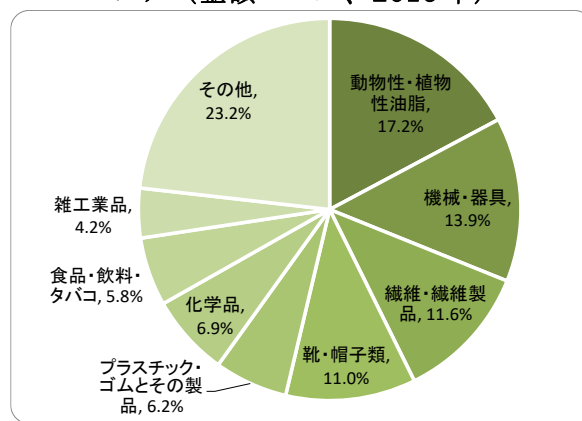
その製品」で 35.8%縮小だった。2016 年の輸出総額に占める割合はそれぞれ 5.5%、0.1%だった<sup>31</sup>。

EU の対インドネシアの輸入は、農水産品が総額の約 30%を占める。2016 年の輸入を品目別に見ると、金額が大きい順に「動物性・植物性油脂」が 25 億 800 万ユーロ（構成比 17.2%）、「機械・器具」が 20 億 2,800 万ユーロ（同 13.9%）、「繊維・繊維製品」が 16 万 9,600 万ユーロ（同 11.6%）となった<sup>32</sup>。

図表 8：EU の対インドネシア輸出品目別シェア（金額ベース、2016 年）



図表 9：EU の対インドネシア輸入品目別シェア（金額ベース、2016 年）



出所：European Union, Trade in goods with Indonesia (16 February 2017)

## (2) FTA 交渉の進捗状況

### ① FTA 交渉開始までの経緯

EU は 2007 年 5 月に、東南アジア諸国連合（ASEAN）との地域間 FTA 交渉を開始したものの、交渉は難航し、2009 年 12 月に ASEAN 加盟各国との個別交渉に切り替えることを決定した。これとほぼ同時に、欧州委員会のホセ・マヌエル・バロゾ委員長（当時）とインドネシアのスシロ・バンバン・ユドヨノ大統領（当時）は、双方の有識者からなる「ビジョン・グループ」を設立し、貿易・投資の促進に向けた施策の検討を開始。同グループは 2011 年 5 月に報告書を発表し、二国間 FTA の交渉開始を提言した<sup>33</sup>。

また、EU とインドネシアは 2009 年に「パートナーシップ協力協定」に署名し、2014 年に適用開始した。同協定は貿易や環境、エネルギー、教育、科学技術、移民、テロ対策など幅広い分野を対象としており、貿易については、衛生植物検疫措置（SPS）や貿易の技術的障壁に関する対話や情報交換の促進、知的財産権保護の改善と執行に関する協力などが盛り込まれ

<sup>31</sup> 同上

<sup>32</sup> 同上

<sup>33</sup> “Invigorating The Indonesia-EU Partnership” July 2011  
[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2011/july/tradoc\\_148063.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2011/july/tradoc_148063.pdf)

ている<sup>34</sup>。

EU 閣僚理事会は 2016 年 7 月 18 日に、インドネシアとの自由貿易交渉の開始を承認<sup>35</sup>、また、欧州委員会のマルムストロム委員とインドネシアのトーマス・レンボン商業相も同日、「包括的経済パートナーシップ協定（Comprehensive Economic Partnership Agreement、CEPA）」締結に向けた協議の正式開始で合意した<sup>36</sup>。EU とインドネシアは貿易・投資分野での交渉実施で合意し、交渉分野には関税とその他の貿易・サービス・投資の障壁、公共調達市場へのアクセス、競争ルール、知的財産権の保護が含まれる。これによりインドネシアは、ASEAN 加盟国中、EU と FTA 交渉を行う 6 番目の国となった。

## ② EU 産業界の反応

欧州乳製品輸出入・販売業者連合（EUCOLAIT）は 2016 年 9 月 20 日に、交渉の開始を歓迎する意見書を発表した。インドネシアの乳製品の消費が拡大し、それとともに、同国向けの乳製品の輸出も拡大する可能性があるとし、同国の乳製品に対する関税撤廃に期待を表明。さらに、インドネシアが国外からの乳製品の輸入に対して、輸出国と製造工場のそれぞれに認可取得を義務付けているが、ほとんどの国が輸出国の認可取得をできていないと言及し、FTA 交渉を通じて、EU の全加盟国が輸出国として認可されることにも期待を示した<sup>37</sup>。

また、欧州スポーツ用品産業連盟（FESI）も 2016 年 10 月 11 日に意見書を発表し、インドネシアとの交渉開始に支持を表明。靴および衣料品に対する関税の即時撤廃と、明確で簡潔かつ柔軟な原産地規則（衣料品に対する実質的加工基準、スポーツ用品に対する他の FTA 締結国や ASEAN 加盟国との原産地累積の拡大）、登録商標の税関登録制度の創設、電子商取引の分野において外国企業に現地企業とのパートナーシップを求める要件など市場アクセス制限の廃止、WTO 貿易円滑化協定の内容を取り込むことを求めた<sup>38</sup>。

なお、インドネシアでは、同国の戦略国際研究所が 2015 年 5 月に発表した報告書において、サービス分野で EU からの投資を呼び込むには、インドネシアの国内改革が欠かせないとし

<sup>34</sup> “Indonesia and the EU” EEAS, 10 May 2016 [https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/680/indonesia-and-eu\\_en](https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/680/indonesia-and-eu_en)

“The EU – Indonesia Partnership and Cooperation Agreement enters into force” EEAS, 1 May 2014 [http://eeas.europa.eu/archives/docs/statements/docs/2014/140501\\_01\\_en.pdf](http://eeas.europa.eu/archives/docs/statements/docs/2014/140501_01_en.pdf)

“Framework Agreement on Comprehensive Partnership and cooperation between the European Community and its Member States, of the one part, and the Republic of Indonesia, of the other part” 21 October 2009 [https://eeas.europa.eu/sites/eeas/files/eu\\_idnpca\\_en.pdf](https://eeas.europa.eu/sites/eeas/files/eu_idnpca_en.pdf)

<sup>35</sup> “EU-Indonesia free trade agreement: Negotiations to start” Council of the EU, 18 July 2016 <http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2016/07/18-eu-indonesia-free-trade-agreement/>

<sup>36</sup> “EU and Indonesia Launch Bilateral Trade Talks” DG Trade, 18 July 2016 <http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1528>

<sup>37</sup> “Eucolait position on EU-Indonesia Trade negotiations” EUCOLAIT 20 September 2016 <http://www.eucolait.be/userfiles/files/Position%20papers/20160920%20Eucolait%20position%20on%20EU%20Indonesia%20FTA.pdf>

<sup>38</sup> “FESI Position Paper EU-Indonesia FTA” FESI, 11 October 2016 <http://www.fesi-sport.org/system/files/documents/Position%20paper%20FESI%20EU-Indonesia%20FTA.pdf>

て、CEPAは国内改革を促進する契機となると分析した<sup>39</sup>。また、同国では、2019年の交渉終了を目指すとの報道もある<sup>40</sup>。

### ③ 第1ラウンド交渉

双方の交渉官は2016年9月20～21日、ブリュッセルで第1ラウンド目の交渉を開催した。この場で双方は、次の分野について協議を行った<sup>41</sup>。

- **商品貿易**：双方は、基本となる用語や条項、市場アクセス分野の交渉に用いる貿易・関税データの交換について協議した。
- **原産地規則**：EUは、すでに合意済みの他のASEAN加盟国（シンガポール、ベトナム）とのFTA、及び特惠原産地規則との整合性を主張した。
- **通関・貿易の円滑化**：双方は今後の交渉の基準として、WTOの貿易円滑化協定に言及した。
- **貿易救済措置**：情報公開や透明性など「WTOプラス（WTOが規定する以上の内容）」の要素を含むテキスト、及び貿易自由化により輸入が予想以上に急増した場合に一時的な貿易保護措置を認めるセーフガード措置に関するテキストの作成に向けて作業を進めることで合意した。
- **貿易の技術的障壁（TBT）**：双方は、TBT章におけるそれぞれ目的を提示するとともに、TBTルールの採択における透明性に加えて、技術的規則や規格、適合性審査手続きの策定、採択、適用において国際標準を尊重し、良き規制慣行（GRP）を含めることに言及した。
- **衛生植物検疫措置（SPS）**：想定される内容について意見交換した。EUは、科学的知見に基づき、国際標準に合致した、野心的な合意を目指す意向を明らかにした。不必要な貿易障壁を取り除き、市場アクセスを円滑にすることが目標となる。
- **サービス貿易**：EUは、規制関連のテキストや、市場アクセス、内国民待遇条項などに関して交渉の主なパラメーターを説明した。双方は、EUが次回ラウンド交渉において、様々なサービス部門における規制規律を含む、テキスト案を提示することで合意した。
- **投資**：EUはこの章の目的とアプローチを提示した。インドネシアから、投資の自由化に対するアプローチとして、ネガティブ・リスト方式とするかポジティブ・リスト方式とするかについて問題提起がなされた。
- **政府調達**：双方は、市場アクセスのルールの構成と野心レベルについて意見交換した。EUは汚職対策の手段としての調達ルールの有用性を指摘し、インドネシアは予算の

<sup>39</sup> “Study on the Impact of an EU-Indonesia CEPA” CSIS, 7 May 2015

[https://www.csis.or.id/uploaded\\_file/research/study\\_on\\_the\\_impact\\_of\\_an\\_eu-indonesia\\_cep.pdf](https://www.csis.or.id/uploaded_file/research/study_on_the_impact_of_an_eu-indonesia_cep.pdf)

<sup>40</sup> “Indonesia-EU CEPA set for 2019” The Jakarta Post, 26 April 2016

<http://www.thejakartapost.com/news/2016/04/26/indonesia-eu-cep-a-set-for-2019.html>

<sup>41</sup> “Report from the 1st round of negotiations for a Free Trade Agreement between the European Union and Indonesia” DG Trade, 20-21 September 2016

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/september/tradoc\\_154982.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/september/tradoc_154982.pdf)

適切な運用に向けた効率的な調達ルールに関心を示した。WTOの改正政府調達協定（GPA）を今後の協議の基礎とし、追加条項の可能性を探ることで合意した。

- **知的財産権**：双方は、地理的表示（GI）や国境措置を含めた知的財産権の保護と執行方法を比較し、相互の共通点を探った。双方の目的に関する相互理解の形成において進展が見られ、双方が次回ラウンド交渉までに提案予定のテキスト案に基づいて、協議を開始する意向を示した。
- **競争政策**：EUは、競争法と補助金、国有企業などを含む競争に関する章とその構成の目的を改めて説明し、明確な透明性条項の必要性を強調した。次回ラウンド交渉までに、双方の立場を改めて説明することで合意した。
- **貿易と持続可能な開発**：EUは、持続可能な開発に対する貿易の恩恵を強調した。双方は、この章の全般的な対象範囲について合意した。国際的な労働条約・環境条約、気候変動、市民社会の関与、天然資源について集中的に協議した。
- **紛争解決と調停**：双方は、国家間の紛争解決について意見を交換した。EUが提案した投資裁判所制度と、調停メカニズムの関係について問題提起がなされた。
- **エネルギーと原材料**：EUは、輸出制限と輸出税の撤廃、新たな輸出税の禁止に関する条項を盛り込む方針を表明した。双方は、次回ラウンド交渉までに準備作業を進めることで合意した。
- **中小企業**：インドネシアは、中小企業に関する章を設けることに強い関心を示した。双方は、次回の交渉に先立って、互いにテキスト案を提示することで合意した。
- **経済協力**：双方は、経済協力に関する章について意見交換を行った。

## ④ 第2ラウンド交渉

第2ラウンド目の交渉は2017年1月24～27日にインドネシア・バリ島で開催された。同交渉で双方は、主にEUが提案したテキスト案を分析した。また、双方は、ラウンド交渉間に意見交換を促進することで合意した。インドネシアは、第3ラウンド目の交渉を2017年9月初旬に開催することを提案した<sup>42</sup>。第2ラウンド目の交渉においては、次の進展が見られた。

- **商品貿易**：双方は、将来の関税に関する提案の評価基準となる、関税・貿易データの交換方法について協議し、合意した。EUは3月の提出を目指すテキスト案の骨子を示し、インドネシアは関税に関する最初の提案に対する見解を説明した。
- **エネルギーと原材料**：インドネシアは、エネルギー需要、特に電力と再生可能エネルギーへの投資の必要性について概要を示した。EUは、EUの見解とテキストに盛り込むべき条項について概要を説明した。インドネシアは、この章にパーム油などの農産物を再生可能エネルギー源として含めるべきだと強調した。

<sup>42</sup> “Report of the 2nd round of negotiations for a Free Trade Agreement between the European Union and Indonesia” DG Trade, 24-27 January 2017

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/february/tradoc\\_155297.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/february/tradoc_155297.pdf)

EUは、第2ラウンド交渉に当たって提案したテキスト案を2017年2月7日に公開した。テキスト案は次のウェブサイトから入手できる。<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1620>



- **原産地規則**：双方は EU のテキスト案を検討し、次回のラウンド交渉に先立って引き続き意見交換することで合意した。なお、EU は、非加工要件と、自己認証制度による原産地証明、行政協力、二国間累積を盛り込みたい意向だ<sup>43</sup>。
- **通関・貿易の円滑化**：交渉担当者は EU のテキスト案について協議し、知的財産権に関する国境措置や船積み前検査など横断的な問題に関する協議の実施で合意した。双方は次回のラウンド交渉までに、意見交換を行う予定である。なお、EU は、通関の要件に関する情報交換、国際的なルールや基準に準拠した簡易な通関手続きの適用、信頼性の高い事業者に対する手続きのさらなる簡易化などを盛り込みたい意向だ<sup>44</sup>。
- **貿易の技術的障壁**：双方は、互いの規格、技術規則、適合性審査、認証について協議した。インドネシアは、将来、リスクに基づく適合性審査の導入を検討していることを明らかにした。EU は、テキスト案を作成していることを明らかにし、インドネシアも、本章に含める対象となり得る要素の概要を提示する意向を示した。
- **衛生植物検疫措置 (SPS)**：EU が提示したテキスト案について協議した。双方とも、貿易の円滑化に向けた施策と国際標準への準拠などに高い関心を示し、本章の主要素について意見交換を実施した。また、次回ラウンド交渉までにテレビ会議を実施することで合意した。なお、EU が提示したテキスト案は、WTO の SPS 協定、国際食品規格委員会 (CODEX) や国際獣疫事務局 (OIE) などの国際標準を基礎とし、全 EU 加盟国に同等な輸出要件が適用されることなどを目標としている<sup>45</sup>。
- **政府調達**：双方は、それぞれの政府調達制度を説明し、EU のテキスト案を分析。中小企業支援や、環境に配慮した持続可能な調達などについて次回のラウンド交渉までに協議を行うことで合意した。なお、EU が提示したテキスト案は、主に WTO 政府調達協定を基礎としている<sup>46</sup>。
- **知的財産権**：双方の交渉官は、EU が提示したテキスト案について協議し、EU は同案の実際の実施方法や、WTO 「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)」以上の規定 (TRIPS プラス) について詳細に説明した。また、EU は、地理的表示 (GI) に関する協議項目について見解を示した。さらに、インドネシアが提案した、遺伝資源や伝統的な知識、知的財産権と公衆衛生などの議題についても意見交換を行った。双方は、次回のラウンド交渉までに意見交換と協議を実施する。なお、EU が提示したテキスト案は、恒常的な枠組みの確立や、双方の規制枠組みを近づけること、農産品の GI 保護、革新的な企業の支援、偽造品対策などを目的としている<sup>47</sup>。
- **中小企業**：インドネシアが同国の中小企業セクターの現状と支援策を紹介した。その後、双方は EU のテキスト案をベースに、中小企業への情報提供と単一窓口の創設について協議、また、既存の規則・規制・手続きに関する情報提供に関する条項案の必

<sup>43</sup> “EU Proposal on Rules of Origin” DG Trade, February 2017

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/february/tradoc\\_155290.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/february/tradoc_155290.pdf)

<sup>44</sup> “EU Proposal for Provisions on Customs and Trade Facilitation” DG Trade, February 2017

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/february/tradoc\\_155289.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/february/tradoc_155289.pdf)

<sup>45</sup> “EU Proposal on Sanitary and Phytosanitary (SPS) Measures” DG Trade, February 2017

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/february/tradoc\\_155296.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/february/tradoc_155296.pdf)

<sup>46</sup> “EU proposal on Public Procurement in the EU-Indonesia FTA” DG Trade, 19 December 2016

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/february/tradoc\\_155282.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/february/tradoc_155282.pdf)

<sup>47</sup> “EU Proposal on Intellectual Property Rights (IPR)” DG Trade, February 2017

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/february/tradoc\\_155292.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/february/tradoc_155292.pdf)

要性などについて協議した。EUは、中小企業を対象とする、双方の市場アクセス要件に関する情報提供を、本章の主要な目標に位置づけている<sup>48</sup>。

- **投資**：EUのテキスト案の主要な条文について協議した。対象範囲と定義、拠点に関する条項、サービス章と投資章の構成と相互関係、投資保護条項が対象となったが、テキスト案の複雑さ及びEUの投資に関する新たなアプローチに含まれる一部要素が原因となり、協議は説明を主眼とするものとなった。
- **サービス貿易**：EUは、専門職資格の相互承認、国内規制、配送サービス、金融サービス、国際海上輸送、およびビジネス目的での自然人の短期的移動などの課題を協議の対象に挙げた。インドネシアは、「自然人の移動（モード4）」や人材開発に強い関心を示した。
- **競争**：双方はEUのテキスト案について協議し、EUは国有企業や透明性など複数の分野について情報をさらに提供することに同意した。なお、EUのテキスト案は、在インドネシアEU企業に対する公平な競争環境の実現を目的とし、競争ルールや補助金、国有企業に関する条項が盛り込まれている<sup>49</sup>。
- **通商防衛措置**：双方は、それぞれの貿易救済措置に関する制度や手続き、実施について協議し、意見交換した。また、この章の構成と野心レベルについて合意した。次回のラウンド交渉までに、本ラウンド交渉中に共同で作成したテキスト案の詳細な検討を行う。EUは、貿易救済措置の透明性や効率性の向上に加えて、アンチ・ダンピング税の上限をダンピング行為によって生じた損害を上限とする「レッサー・デューティ・ルール」の導入も目標に位置づけている<sup>50</sup>。
- **紛争解決**：双方は、目的と原則などについて協議し、双方間の国家間紛争解決システムをWTOの「紛争解決に関する規則および手続に関する了解（DSU）」と同様の原則と手続きに基づいたものとする事で合意した。EUは、効率的かつ効果的な紛争解決メカニズムの構築による利益と、調停ルールを強化する必要性を強調した。
- **貿易と持続可能な開発**：双方は、経済開発と社会の発展、環境保護を含む持続可能な開発に取り組むことを確認するとともに、双方の当該分野における実践と優先事項の理解促進のため、情報を共有した。
- **経済協力**：双方は議論を深め、貿易・投資における協力を引き続き支援する必要性について理解を共有した。次回のラウンド交渉までに、インドネシアのテキスト案などについて、意見交換することで合意した。

<sup>48</sup> “The EU Proposal on Small and Medium-sized Enterprises (SMEs)” DG Trade, February 2017 [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/february/tradoc\\_155294.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/february/tradoc_155294.pdf)

<sup>49</sup> “EU proposal for provisions on Competition policy, state-owned companies and subsidies” DG Trade, February 2017 [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/february/tradoc\\_155288.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/february/tradoc_155288.pdf)

<sup>50</sup> “EU Proposal for Provisions on Trade Defence Instruments” DG Trade, February 2017 [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/february/tradoc\\_155291.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/february/tradoc_155291.pdf)

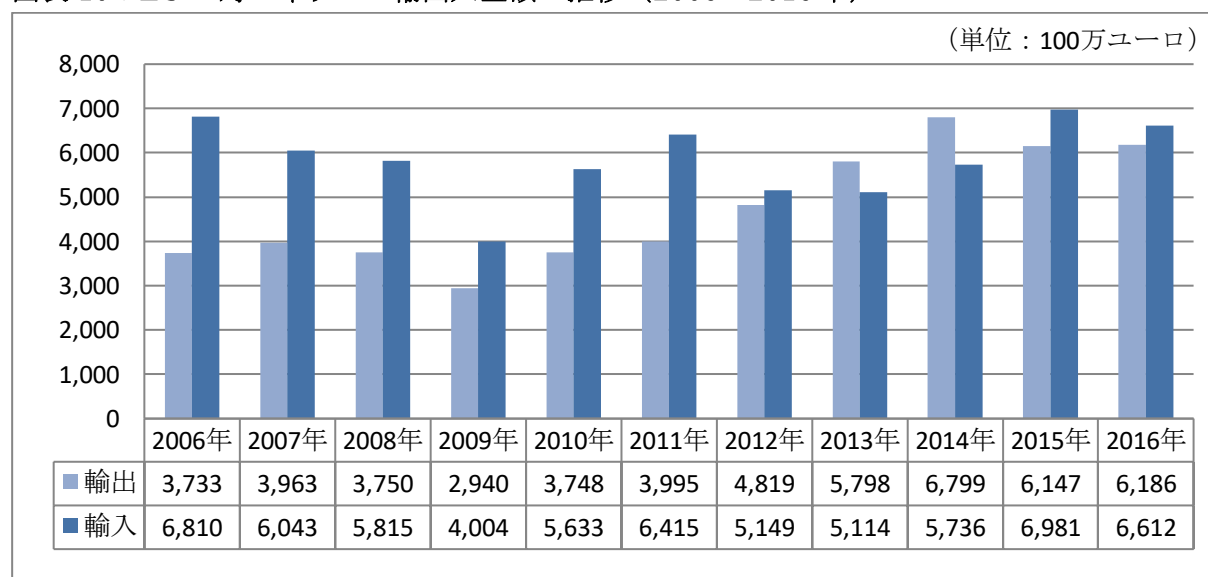
## 4. フィリピン

### (1) 通商関係の現状

2016年のEUの対フィリピンの輸出総額は61億8,600万ユーロとなり、対前年比で0.6%拡大した。一方、同年のEUの対フィリピンの輸入総額は66億1,200万ユーロとなり、対前年比で5.3%縮小。同年のEUとフィリピンの貿易総額は127億9,800万ユーロとなり、対前年比で2.5%縮小した。EUの対フィリピン貿易赤字は4億2,600万ユーロとなり、2015年の8億3,400万ユーロから縮小した。EUは2016年、フィリピンにとって、日本、中国、米国に次ぐ4番目の貿易相手だった。

なお、2006年から2016年にかけてEUとフィリピンの貿易総額は約20%拡大（22億5,500万ユーロ増）したが、これは、EUからの輸出拡大（同期間に65.7%増）によるところが大きい<sup>51</sup>。

図表 10：EUの対フィリピン輸出入金額の推移（2006～2016年）



出所：European Union, Trade in goods with Philippines (16 February 2017)

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc\\_113436.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc_113436.pdf)

2016年のEUの対フィリピンの輸出を品目別にみると、金額が最も大きかった品目は「機械・器具」で20億8,900ユーロ（構成比33.8%）だった。これに「輸送機器」が9億3,700万ユーロ（同15.1%）で続いたが、同品目は、2015年の輸出額20億9,200万ユーロ（同30.8%）から大きく縮小した。第3位は「化学品」であり、輸出額7億9,300万ユーロ（同12.8%）だった。2016年の輸出額が対前年比で最も拡大した品目は「鉱物製品」で2.1倍となったが、輸出総額に占める割合は0.4%にとどまった<sup>52</sup>。

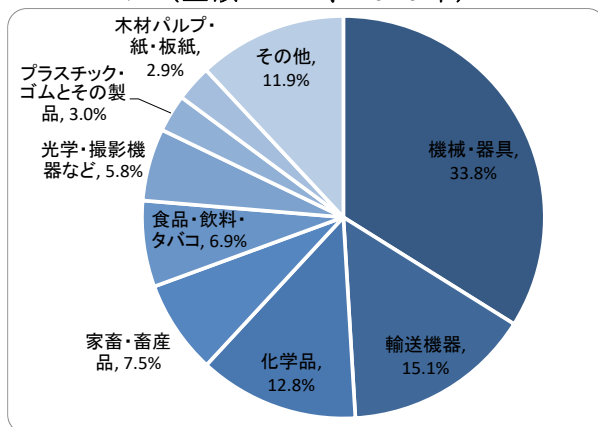
<sup>51</sup> “European Union, Trade in goods with Philippines” DG Trade, 16 February 2017  
[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc\\_113436.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc_113436.pdf)

<sup>52</sup> “European Union, Trade in goods with Philippines” DG Trade, 16 February 2017  
[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc\\_113436.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc_113436.pdf)

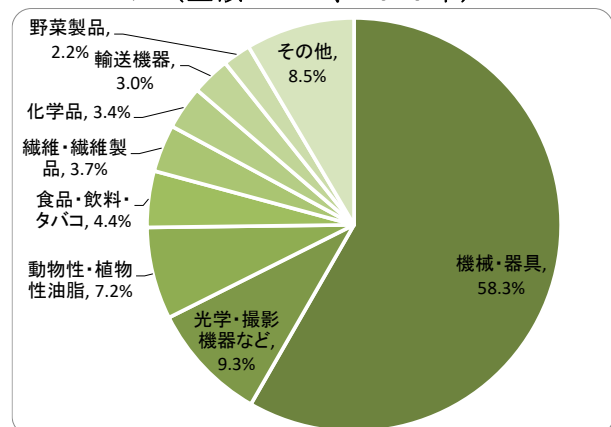
2016年のEUの対フィリピンの輸入を品目別にみると、金額が最も大きかった品目は「機械・器具」で38億5,800万（構成比58.3%）ユーロとなった。ただし、前年の輸入額は41億9,800万ユーロであり前年より8.1%減となった。金額第2位は「光学・撮影機器など」で6億1,500万ユーロ（同9.3%）、第3位は「動物性・植物性油脂」で4億7,600万ユーロ（同7.2%）だった。2016年の輸入額が対前年比で最も拡大した品目は「靴および帽子など」で81.3%増の拡大、一方、最も縮小した品目は「真珠・貴金属とその製品」で42.2%縮小だった。2016年の輸入総額に占める割合はそれぞれ0.7%、0.4%だった。

なお、2014年から2015年にかけて、EUのフィリピンからの輸入総額は57億3,600万ユーロから69億8,100万ユーロに大幅に拡大した<sup>53</sup>。フィリピン政府や欧州対外行動庁（EEAS）によると、2014年12月25日からフィリピンに対する「GSPプラス」（EUの一般特惠関税制度（GSP）の内、持続可能な開発や人権などに関する国際条約に批准する開発途上国にさらなる特惠措置を付与する制度）の適用が開始されたことがフィリピンからの輸入拡大につながったという<sup>54</sup>。

図表 11：EUの対フィリピン輸出品目別シェア（金額ベース、2016年）



図表 12：EUの対フィリピン輸入品目別シェア（金額ベース、2016年）



出典：European Union, Trade in goods with Philippines (16 February 2017)

<sup>53</sup> 同上

<sup>54</sup> “PH exports to the EU increase by 27%” Official Gazette, 15 February 2016

<http://www.gov.ph/2016/02/15/exports-to-eu-increases-27-percent/>

“Philippines and the EU” Delegation of the European Union to the Philippines, 12 May 2016

[https://eeas.europa.eu/delegations/philippines/1694/philippines-and-eu\\_en](https://eeas.europa.eu/delegations/philippines/1694/philippines-and-eu_en)

## (2) FTA 交渉の進捗状況

### ① FTA に関する双方の関心事項

前述の通り、EU は 2007 年 5 月から、EU と ASEAN の地域間 FTA 交渉を開始したが、交渉が難航したため、2009 年 12 月に各国との個別交渉に切り替えることを決定した。また、2012 年 7 月に、EU とフィリピンはパートナーシップ協力協定に署名している<sup>55</sup>。

EU とフィリピンは 2015 年 12 月 22 日に FTA 交渉の開始で合意した。EU では、欧州委員会が 2016 年 4 月 30 日を期限にインターネットを通じたパブリック・コンサルテーション（公開諮問）を実施。「商品貿易」、「サービス貿易と投資」、「規制問題（知的財産権、競争、政府調達）」、「その他」の 4 分野での意見募集を行い、同年 7 月に結果を公表した<sup>56</sup>。一方、フィリピンの貿易産業省（DTI）も 2016 年 9 月にマニラとダバオ、セブで意見公募を実施した<sup>57</sup>。

EU のパブリック・コンサルテーションに参加した利害関係者は、フィリピンの一部の分野では関税・非関税障壁が残り、既に同国が FTA を締結している国との競合があるものの、市場は EU 産の商品に比較的開かれているとの認識を示した。また、利害関係者は、自動車や情報通信技術（ICT）、医薬品、農産品・飲料などの分野に強い関心を示した。サービスについて、EU の事業者はフィリピン市場への参入に高い関心を示しているものの、現状では査証や労働許可が主な障壁になっているという。投資については、フィリピンの投資の受け入れ環境は改善しつつあるが、一部の分野における外国資本の規制を問題視する声が上がった。さらに、産業界は、公共調達や、行政の非効率性と汚職、一部分野における競争の欠如に懸念を表明した。この他、EU がシンガポール、ベトナムと締結した FTA との整合性を求める意見もあった<sup>58</sup>。

一方、フィリピン政府のラモン・ロペス貿易産業相は 2016 年 10 月 4 日に開催された「EU フィリピン・ビジネス・サミット」において「EU との経済関係の強化が、引き続きフィリピンの優先課題となる」と発言。さらに、EU との FTA の締結は「『GSP プラス』による特惠措置の維持を可能にするだけでなく、商品とサービス、投資の市場アクセスを拡大するものだ」と指摘。また、FTA は、双方の経済の長所を結び付け、双方の国内の反応と経済発展レベルの差を考慮すべきだと述べた<sup>59</sup>。

<sup>55</sup> “Philippines and the EU” EEAS, 12 May 2016

[https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/1694/philippines-and-eu\\_en](https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/1694/philippines-and-eu_en)

<sup>56</sup> “Questionnaire on a free trade agreement with the Philippines” DG Trade, 16 March 2017

[http://trade.ec.europa.eu/consultations/index.cfm?consul\\_id=201](http://trade.ec.europa.eu/consultations/index.cfm?consul_id=201)

<sup>57</sup> “DTI intensifies consultations on PH’s Europe Strategy” Philippine Information Agency (PIA), 14 September 2016, <http://news.pia.gov.ph/article/view/1141473764789/dti-intensifies-consultations-on-ph-s-europe-strategy>

<sup>58</sup> “Questionnaire on a free trade agreement with the Philippines: Feedback from Industry stakeholders” DG Trade, 29 July 2017

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc\\_154827.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154827.pdf)

<sup>59</sup> “DTI chief: stronger ties with EU, a PH priority” PIA, 6 October 2016

<http://news.pia.gov.ph/article/view/1141475672786/dti-chief-stronger-ties-with-eu-a-ph-priority>

## ② 第1ラウンド交渉

EUとフィリピンは2016年5月23～27日にベルギー・ブリュッセルで、第1ラウンド目の交渉を開催し、商品貿易と原産地規則、衛生植物検疫措置（SPS）、サービス貿易と投資、知的財産権（地理的表示を含む）、競争などについて協議を実施した。なお、貿易の技術的障壁、及び通関・貿易の円滑化、政府調達に関する協議は実施されなかった。なお、EUは、将来のEUとASEANの地域間FTAの締結を視野に入れて、ベトナムやシンガポールなど他のASEAN加盟国とのFTAとの一貫性が必要だとの立場を表明した。第1ラウンド交渉では次の協議が行われた<sup>60</sup>。

- **商品貿易**：双方は、基本となる用語や条項について協議し、EU・ベトナムFTA及びフィリピン・欧州自由貿易連合（EFTA）FTAにおけるそれぞれのアプローチを比較した。また、それぞれの関税制度と、貿易・関税データの交換に関する技術的問題についても協議した。
- **原産地規則**：双方は、主要な条項について協議した。議論の円滑化のため、EUは、ベトナムとシンガポールとのFTAおよびGSP制度における原産地規則に言及。フィリピンはEFTAとのFTAに言及した。また、双方は特定の製品に関するルールについても最初の情報交換を行った。
- **衛生植物検疫措置（SPS）**：双方は、この章に含める要素について意見交換した。EUは、野心的な「WTOプラス」の要素を含めることの重要性を強調するとともに、ベトナムとシンガポール、日本とのFTA交渉を例に、EUのアプローチを提示した。
- **サービス貿易と投資**：双方は、サービスと投資、電子商取引について導入的な協議を行った。また、EUは、ベトナムとのFTAなど最近の事例に基づいてEUのアプローチを示し、EUと他のASEAN加盟国との二国間FTAとの整合性、及び投資保護や紛争解決などに関する新たな政策動向を考慮することの重要性を強調した。また、国境を越えたサービス貿易、投資の自由化、「自然人の移動（モード4）」、規制枠組み、電子商取引、投資保護、投資紛争解決、配送・金融・海上輸送・通信などのサービス分野に関する専門的な協議を行った。
- **知的財産権**：主に予備的な協議を行い、地理的表示（GI）を含む、双方の知的財産権の保護及び執行のアプローチを紹介し、相互の共通点を探った。
- **競争**：EUは、EU・ベトナムFTAのテキストに基づき、補助金と国有企業を含む競争分野におけるEUのアプローチを提示した。
- **貿易と持続可能な開発**：双方は、この分野におけるそれぞれの戦略、法的枠組み、イニシアチブについて経験と情報を共有した。EUは、域内の高水準の労働者・環境保護や、天然資源の持続可能な管理などを含む、野心レベルの高い章の実現に向けたアプローチを提示した。

---

<sup>60</sup> “Report from the 1st round of negotiations for a Free Trade Agreement between the European Union and the Philippines” DG Trade, 3 June 2016  
[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/june/tradoc\\_154621.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/june/tradoc_154621.pdf)

- **紛争解決**：双方は、それぞれの紛争解決に対するアプローチについて意見交換を行った。EUは、ベトナムとのFTAを例に、紛争解決に関するEUの一般的なアプローチを提示した。
- **エネルギーと原材料**：当該分野について交渉グループは設けられていないが、EUは、関連条項を盛り込みたい意向を示した。次回ラウンド交渉では、今後の議論の準備のために、EUのアプローチについて追加情報をフィリピン側に提供する予定とした。

### ③ 第2ラウンド交渉

第2ラウンド目の交渉は2017年2月13～17日にフィリピン・セブで開催された。同ラウンド交渉に先立ち、EUは原産地規則や衛生植物検疫措置（SPS）、公共調達、国有企業など9分野のテキスト案を提示。フィリピンも商品貿易や原産地規則、サービス、投資など7分野のテキスト案を提示した。第2ラウンド目の交渉においては、次の分野で協議が行われた<sup>61</sup>。なお、2017年4月現在、第3ラウンド目の交渉の日程は発表されていない。

- **商品貿易**：フィリピンはテキスト案の全体像を、EUは次回ラウンド交渉までに提示する予定のテキスト案の概要を示した。双方は複数の共通点と相違点を特定し、他の章との関連において明確化が必要な点について協議した。
- **原産地規則**：第2ラウンド交渉に先立ち、双方が当該章の総則のテキスト案を提示した。用語の定義、一般的な要件、完全生産品などについて、詳細かつ専門的な協議を行った。累積に関する協議は行われなかった。
- **衛生植物検疫措置（SPS）**：動物衛生と植物衛生、公衆衛生に関する双方の検査体制を詳細に紹介した。ラウンド交渉に先立って双方が提示したテキスト案全体について協議し、統合テキストを作成した。輸入条件や地域主義などについても意見交換を行った。双方は動物福祉に関する条項を含めることに合意した。
- **通関・貿易の円滑化**：双方はそれぞれの通関手続きを紹介した。EUがテキスト案の目標などを説明し、双方はEUのテキスト案に基づいて交渉を行うことに同意した。
- **サービスと投資**：双方の国内・域内の規制や職業資格の相互承認、配送サービス、金融サービス、海上輸送、ビジネス目的での自然人の短期的移動、投資保護など、投資とサービス貿易に関する双方のアプローチについて協議した。協議を通じて共通点と相違点が明確化された。
- **政府調達**：双方は、それぞれの政府調達制度を説明した。EUが示したテキスト案の、WTOの政府調達協定（GPA）に関する条項を中心に協議した。フィリピンは同国の現行の法的枠組みに関する情報と、今後予想される改革について情報提供した。双方は特に関心の高い項目について、ラウンド交渉間にも作業を行うことで合意した。

<sup>61</sup> “Report from the 2nd round of negotiations for a Free Trade Agreement between the European Union and the Philippines” DG Trade

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/march/tradoc\\_155435.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/march/tradoc_155435.pdf)

EUは、第2ラウンド交渉の報告書と同時にテキスト案を2017年3月17日に公開した。テキスト案は次のウェブサイトから入手できる。<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1637>

- **知的財産権**：EU のテキスト案に基づいて協議を実施した。双方の交渉官は著作権や商標権、意匠権、特許など、EU のテキスト案全体について協議した。国境措置に関するフィリピンの法制度は、EU の実施体制と概ね適合することが明らかとなった。EU は、地理的表示（GI）の保護制度とテキスト案の関連条項について詳細に説明したが、大きな進展は見られなかった。
- **貿易と持続可能な開発**：協議を通じて、双方は当該章の全体的な目標について大枠の理解を共有しており、貿易を通じて持続可能な開発を促進することが双方に共通の課題であることが明らかとなった。EU は同章に関する全般的なアプローチを説明し、フィリピンは事前に提示したテキスト案の全体を説明した。フィリピンの提案は、労働者の権利や環境、包摂的な成長に関して同国の現政権が推進する政策を参照している。また、双方は環境に配慮した製品・サービス、低炭素技術、環境ラベルなど、将来、協力が予想される分野についても協議した。
- **紛争解決**：双方とも紛争解決に関するテキスト案は提示していないが、それぞれのアプローチと当該章の主要な要素について協議した。フィリピンは、紛争解決の仲裁人（パネリスト）の候補者名簿（ロスター）や、洗練された仲裁メカニズム、仲裁人の行動規約の導入などについて、交渉に応じる構えを見せた。
- **法的・制度的側面**：EU は、シンガポールとの FTA の関連条項を例として示した。フィリピンは FTA の適用地域と関連して、説明を要求した。



## 5. 参考資料

### (1) オーストラリア及びニュージーランドとの FTA 交渉に関する EU の見解

2016年3月から6月にかけて欧州委員会が実施した、オーストラリア及びニュージーランドとの FTA 交渉に関するパブリック・コンサルテーションに対して、実名で回答を寄せた EU 域内の産業団体の優先課題、及びその取り組み方に関する意見は次表の通り。

図表 13：オーストラリア及びニュージーランドとの FTA 交渉に関する EU 産業団体の見解

フランス全国家畜・食肉事業者組合 (Interbev)	
優先課題	牛肉:EU が交渉する様々な FTA の複合的な影響、及び EU とオーストラリア・ニュージーランドの間の生産コストの差から、EU の牛肉市場を確実に保護する。 羊肉:加工用に十分な量のカット肉の輸入を可能としつつ、EU の羊肉市場を確実に保護する。
優先課題への取り組み方	牛肉:牛肉を協定の対象から除外する。 羊肉:オーストラリアとニュージーランドに対する、新たな輸入割当て枠を抑制するとともに、この割当て枠と季節変動の基準における加工用食肉の割合を最大化する。
フランス全国肉牛連盟 (FNB)	
優先課題	牛肉部門の保護を優先課題とすべき。
優先課題への取り組み方	牛肉は、これらの国(オーストラリア、ニュージーランド)とのいかなる交渉からも除外すべき。
欧州ドライフルーツ・食用ナッツ・加工果物野菜・加工水産品・香辛料・ハチミツ通商連盟 (FRUCOM)	
優先課題	関税撤廃
優先課題への取り組み方	通商交渉
欧州乳業協会 (EDA)	
優先課題	一般論として、乳業部門は自由貿易の促進と FTA の締結を支持する。しかし、ニュージーランドとの FTA は、EU の乳業部門にとって全く良い影響がないと考える。欧州委員会は EU の乳業部門に有利な市場アクセスが得られる FTA の締結にリソースを集中させるべき。 オーストラリアとの将来の FTA は乳製品への関税を撤廃するとともに、EU の輸出業者が直面する関税以外の課題も解決するものとすべき。
優先課題への取り組み方 (*)	関税撤廃と関税以外の課題の解決により、EU の乳製品輸出業者に対して、より良い市場アクセスを付与することを優先課題とするべき。
外国貿易協会 (FTA)	
優先課題	1. 市場アクセスの改善に向けた法的拘束力のある取り組みを強化する(商品及びサービス、特に日用消費財)。 2. 規制当局が規制環境の改善と不要なコストの削減の可能性を検討できるように、全分野における水平的な規制協力の枠組みを確実に設立する。 3. 製造チェーンと商習慣における持続可能性について、実効性のある章を設ける
優先課題への取り組み方	外国貿易協会は、オーストラリア及びニュージーランドとの高度かつ包括的な FTA 交渉の開始を強く支持する。双方が商品とサービスの貿易の自由化に向けて高レベルの取り組みを行いつつ交渉に臨むことが、上記の優先課題の達成するための最良の手段となる。

欧州ワイン生産者協議会 (CEEV)	
優先課題	2014年の段階で、EUからオーストラリア向けのワイン輸出額は約1億7,000万ユーロ、EUのオーストラリアからの輸入額は約4億2,700万ユーロとなり、大きな不均衡がある。同年のEUからニュージーランド向けのワイン輸出額は約2,100万ユーロ、ニュージーランドからの輸入額は約3億1,300万ユーロとなり、非常に大きな不均衡がある。
優先課題への取り組み方	オーストラリアとニュージーランドとのFTAはEUのワイン生産者にとって優先事項ではない。CEEVは、ワインの輸出が拡大する可能性のある国とのFTAを優先すべきと確信しているが、オーストラリアとニュージーランドにはその可能性はない。この観点から、CEEVは欧州委員会に対して、オーストラリアとニュージーランドとの新たな交渉を開始するよりも、米国と日本、南米南部共同市場(メルコスール)との交渉妥結、カナダとの包括的経済・貿易協定(CETA)とEU・ベトナムFTAの実施にリソースを優先的に集中させることを提案する。
欧州自動車工業会 (ACEA)	
優先課題	ACEAはEU・オーストラリアFTAにおいて、現在の自動車貿易に対する障壁の撤廃に取り組むことを勧告する。オーストラリア国内における自動車生産が2017年末に終了するため、ACEAは積極的な交渉を期待する。オーストラリアはすでに米国と日本、中国と通商協定を締結しており(さらに、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定のメンバーでもあり)、EUの競合相手はすでに、オーストラリア市場への無関税でのアクセスの恩恵を受けている。 ACEAの会員企業は、(1)乗用車と商用車、自動車部品に対する5%の関税、(2)6万3,184豪ドル(約4万ユーロ)以上の車両に適用される奢侈自動車税、がオーストラリアとの貿易における現在の主な障壁と認識している。 ニュージーランドは、車両に輸入税を課していない。しかし、EUから輸入される車両部品には5~10%の関税が課される。ACEAは交渉による、これらの関税の撤廃を提案する。
優先課題への取り組み方	オーストラリアの乗用車と商用車、部品に対する関税、ニュージーランドの車両部品に対する関税を協定の発効と同時に撤廃することを提案する。 オーストラリアにおける奢侈自動車税について、同税は、公平性と効率性、簡潔性、持続可能性、政策的一貫性からなる「良い税制の5原則」のいずれも満たしていないとする「ヘンリー税制報告書」(及び最近の税制白書)に基づき、廃止することを勧告する。奢侈自動車税の廃止により、オーストラリアの消費者はより安価に自動車を購入できるようになる。
フランス全国製糖業者組合 (SNFS)	
優先課題(*)	オーストラリアとのFTAは、EUの製糖部門のセンシティブリティに配慮しなければならない。オーストラリアからの砂糖の輸入に対して、EU市場を開放する必要はない。EU域内の砂糖の需要を満たすには、域内での生産と既存の関税割当て制度、特惠制度で十分である。EUの2017年の砂糖の生産割当て廃止により、域内での生産拡大が予想される。オーストラリアはコスト優位性のある競争力の高い砂糖の生産国であり、関税なしの市場アクセスが可能となれば、同国の製糖業者は、EU域内の砂糖価格が低くても、EU向け輸出が可能となる。砂糖の輸入拡大は、既に低いレベルのEU域内の価格に一層の下落圧力を加えることとなる。EUの製糖関連企業は、2017年9月末の砂糖の生産割当ての終了に向けて、あらゆる手を尽くしている。オーストラリアに対して譲歩せずに、共通農業政策(CAP)の改革を成功に導くことが、欧州委員会の責務となる。
優先課題への取り組み方	砂糖及び砂糖の含有量が高い製品をオーストラリアとのFTA交渉の対象から除外することを要求する。 欧州委員会が砂糖の含有量の高い製品について、オーストラリアへの市場アクセスの付与を主張する場合、厳格かつ効率的な原産地規則の導入を要求する。この点は、ニュージーランドとの交渉についても同様である。オーストラリアとニュージーランドは、世界第2位の砂糖輸出国であるタイを含む、砂糖の生産に補助金を提供する国と隣接している上、砂糖製品に関して国内市場への特惠的なアクセス認める地域通商協定に参加している。
フランス食肉産業・卸売業者連盟 (FNICGV)	
優先課題(*)	オーストラリアからの羊肉の輸入割当て枠の拡大または現状維持
優先課題への取り組み方	-

欧州野菜果物加工業者協会 (PROFEL)	
優先課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. オーストラリアとニュージーランドによる国際貿易ルールの公平な適用を確実なものとする(アンチ・ダンピング及びセーフガード手続き)。</li> <li>2. EU の輸出業者に適用される関税を軽減する。</li> </ol>
優先課題への取り組み方	EU 産の桃の缶詰とジャムに対する関税の軽減、ニュージーランドによるアンチ・ダンピング手続きとオーストラリアによるセーフガード手続きの正確な分析。
欧州酒類(スピリッツ)協会 (spiritsEUROPE)	
優先課題	<p>開かれた世界貿易は各国の経済と酒類(スピリッツ)の両方にとって重要である。EU で生産された酒類のほぼ 3 分の 2 が輸出されており、EU は世界的な酒類の輸出地域であるとともに、酒類は EU の農産品輸出において大きな割合を占めている。オーストラリア及びニュージーランドとの貿易・経済関係の深化は、EU の酒類製造業者に新たな機会をもたらす。オーストラリアは、EU からの酒類の輸出に大きな割合を占めており、2015 年の同国への輸出は約 2 億 5,700 万ユーロとなり、10 年間で輸出額は約 100%増加した。ニュージーランドは輸出市場としての規模は小さく、2015 年の EU から同国への輸出額は 2,500 万ユーロとなり、10 年間で約 30%増加した。</p> <p>両国における関税・非関税障壁を検討し、EU の輸出業者にとって公平な競争環境を創出することを優先課題とすべき。</p>
優先課題への取り組み方	<p>EU 産の酒類の両国の市場へのアクセスを改善するため、次の取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 確実な関税撤廃(特に、オーストラリアにおける 5%の関税)</li> <li>○ 差別的な税制の廃止</li> <li>○ 地理的表示(GI)の承認と効果的な保護、及び製品のトレーサビリティ</li> <li>○ 貿易の促進</li> </ul>
英国全国農業者組合 (NFU)	
優先課題	<p>ニュージーランドとオーストラリアは現在、EU 市場への特恵的なアクセスが認められている。したがって、NFU は、欧州委員会に対して、新たな FTA によって両国からの製品が大量に輸入されることのないよう、保証を求めたい。欧州委員会は、輸入品が同等の製品基準を満たすようにしなければならない。例えば、ニュージーランドにおける動物の識別、所有登録、移動管理に関する要件は、EU とは異なっている。ヒツジは登録の必要があるがヤギは登録の必要がなく、ヒツジもヤギも公的な識別システムの対象になっていない。非関税障壁としては、オーストラリア向けの食肉とチーズの輸出が、衛生の観点から正当化し得ない制限によって、極度に困難となっている点が挙げられる。NFU は欧州委員会に対して、両国との FTA 締結による、EU と英国の農業者、及び EU 経済全体にとっての利益を明らかにすることを要求する。</p>
優先課題への取り組み方	欧州委員会は市場アクセスと衛生植物検疫措置(SPS)、地理的表示(GI)に関して両国と議論を開始しているが、進捗は遅い。取り組みを強化することにより、問題解決に向けた両国との対話を加速させるべき。
フランス全国羊連盟 (FNO)	
優先課題	EU とニュージーランド、EU とオーストラリアとの FTA、および EU と両国の生産コストの差を考慮しつつ、EU 市場を確実に保護する。
優先課題への取り組み方	オーストラリア及びニュージーランドに対して輸入割当て枠を新たに付与しない。現状の輸入割当て枠を認め、実行する。
欧州トマト産業界協会 (OEIT)	
優先課題(*)	OEIT は、EU とオーストラリア間の FTA における、特にトマトの缶詰に対するセーフガード措置に関する国際貿易ルールの重要性を強調したい。同国との FTA は、EU とオーストラリアの間の経済関係において、WTO の貿易ルールを正しく適用することに集中すべき。
優先課題への取り組み方(*)	EU はいかなる時も、オーストラリア当局に対して明確かつ強力な立場をとり、EU の農業部門の輸出を支援すべき。EU は、オーストラリアとの FTA およびオーストラリア当局による通商防衛措置によって、EU の輸出の競争力が削がれることがないようにしなければならない。

英国食肉貿易協会 (IMTA)	
優先課題	IMTA は、両国との食肉の輸出・輸入の両方に大きな機会があると考えており、包括的な FTA の迅速な合意を促したい。両国は、EU の要件を満たす高品質な製品の生産国であり、EU の消費者には幅広い選択肢が、食品サービス産業・製造業には多様な製品の供給が可能となる。食品産業は原材料を分解して利用するため、枝肉から取れる全ての部位に最適な価格を設定し、双方向の貿易により EU の消費者の需要を満たすことが必要不可欠である。
優先課題への取り組み方	牛肉に関して、両国の EU 市場へのアクセスは、EU の市場規模と比較して制限されており、IMTA は市場の要求に応じて貿易が発展するように、市場アクセスを拡大することを支持する。羊肉について、ニュージーランドは、EU の域内の生産を補完するのに適度な市場アクセスを有している。一方、オーストラリア産の羊肉の市場アクセスについても検討すべきである。EU からオーストラリア向けの輸出については、獣医学検査の問題について検討すべき課題が多くあり、協力的に取り組むことが望ましい。
欧州製薬団体連合会 (EFPIA)	
優先課題(*)	保護及び執行の両面における、医薬品の知的財産の枠組みの改善。
優先課題への取り組み方(*)	包括的かつ野心的な知的財産章を交渉し、EU の制度との調和の促進や、国際的な取り決めへの準拠など、オーストラリアにおける知的財産に関する課題に取り組む。
欧州繊維産業連盟 (Euratex)	
優先課題	関税撤廃、ラベリングに関する規制の収れん
優先課題への取り組み方	-
アイルランド商工会議所 (Chambers Ireland)	
優先課題	EU は、関税の軽減と市場アクセスの拡大、可能な分野における規制協力を優先課題とし、中小企業が通商協定の恩恵を受けられるようにすることに特に留意すべき。これは、情報共有と貿易の簡易化を可能にする、中小企業章の交渉を通じて実現することができる。 また、この通商交渉の一環として、ニュージーランドとオーストラリアを EU の投資家と輸出業者に対して、アジア大洋州地域への出入り口 (ゲートウェイ) として売り込むべき。両国との協力の深化により、EU 加盟国にとって戦略的な利益のある国へのアクセスが容易になる。
優先課題への取り組み方	公開諮問の終了後、EU は利害関係者からの情報提供に基づいて、輸出業者と投資家、特に中小企業が協定の恩恵を受けられるように、野心的な通商戦略を追求すべき。
ビジネスヨーロッパ (欧州産業連盟)	
優先課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商品とサービス、公共調達に関する市場アクセスの改善に向けて、法的拘束力のある取り組みを強化する。</li> <li>2. WTO の政府調達協定 (GPA) よりも広い対象とより低い基準額を採用し、EU 企業が両国の全ての公共団体の公共調達に参加できるよう、市場アクセスを改善する。</li> <li>3. 規制当局が規制環境の改善と、不要なコストと障壁の削減の可能性を検討できるように、全分野における水平的な規制協力の枠組みを確実に設立する。</li> <li>4. 高水準の投資保護を実現する。</li> <li>5. 明確かつ簡潔な原産地規則により、EU と両国の FTA による特惠と、EU と (アジア大洋州) 地域の国々の通商協定を利用した、地域内のバリュー・チェーンの恩恵が受けられるようにする。</li> <li>6. 地理的表示 (GI) を含む知的財産権の強力な保護</li> <li>7. 野心的な持続可能な開発に関する章</li> </ol>
優先課題への取り組み方	ビジネスヨーロッパは、FTA 交渉の開始を支持するが、オーストラリアとニュージーランドは、他の貿易相手国 (カナダ、米国、メルコスール) と同様、農業分野に強い関心を持っている。これに加えて、両国が EU の GI の保護制度との親和性が低いことは、EU のポジションと対立するだろう。

欧州化学工業連盟 (Cefic)	
優先課題	<p>現状は満足できるものであり、また、オーストラリアとニュージーランドが全世界の化学品の輸出に占めるシェアは低いが、両国との FTA によって貿易と雇用創出、経済成長が促進されると考えられる。優先事項は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 商品の市場アクセス</li> <li>○ 化学品の規制協力</li> <li>○ 知的財産権</li> <li>○ 投資保護</li> <li>○ 特惠措置を最大化する、簡潔で柔軟(かつ効果的な)原産地規則</li> </ul>
優先課題への取り組み方	上記参照
欧州砂糖製造者協会 (CEFS)	
優先課題	<p>オーストラリアは、ブラジルとタイに次ぐ世界第 3 位の砂糖輸出国である。オーストラリアとの FTA は、EU の製糖部門のセンシティブリティに配慮しなければならない。オーストラリアからの砂糖の輸入に対して、EU 市場を開放する実質的な必要はない。EU 域内の砂糖の需要を満たすには、域内での生産と既存の関税割当て制度、特惠制度で十分である。EU の 2017 年の砂糖の生産割当て廃止により、域内での生産拡大が予想される。オーストラリアは競争力の高い砂糖の生産者であり、関税なしの市場アクセスが可能となれば、同国の製糖業者は、EU 域内の砂糖価格が低くても、EU 向け輸出が可能となる。砂糖の輸入拡大は、既に低いレベルの EU 域内の価格に一層の下落圧力を加えることとなる。オーストラリアで生産される砂糖の 3 分の 2 以上が輸出されているため、さらに市場が開放されれば、EU 市場は世界市場の価格変動の影響を受けやすくなり、EU の砂糖市場の価格変動が増幅されることとなる。</p>
優先課題への取り組み方	<p>CEFS は、欧州委員会に対して厳格かつ効率的な原産地規則の導入を要求する。この点は、ニュージーランドとの交渉についても同様である。オーストラリアとニュージーランドは、世界第 2 位の砂糖輸出国であるタイを含む、砂糖の生産に補助金を提供する国と隣接している上、オーストラリアはニュージーランドに無関税で砂糖を輸出できる。</p>
デジタルヨーロッパ (DIGITALEUROPE 、情報通信技術 (ICT) 関連産業団体)	
優先課題	情報通信技術 (ICT) の規制に関する章と水平的なデジタル貿易の規律を通じたデジタル経済
優先課題への取り組み方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ICT の規制に関する章 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 現在オーストラリアとの相互承認協定の対象外となっている EU の無線機器指令 (2014/53) の承認を含む、透明性とベスト・プラクティス</li> <li>▪ 適合性審査と e-ラベリング</li> <li>▪ 暗号技術を利用する ICT 製品</li> <li>▪ 国際標準とベスト・プラクティス</li> <li>▪ IoT と e-ヘルス、m (モバイル)-ヘルス、サイバー・セキュリティにおける協力</li> </ul> </li> <li>○ 水平的なデジタル貿易の規律 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ デジタル製品と電子的に伝達されるコンテンツに対する関税免除</li> <li>▪ 電子的に伝達されるデジタル製品の非差別的な扱い</li> <li>▪ 電子署名の採用</li> <li>▪ 国境を越えるデータの流れの促進と安全</li> <li>▪ 性能要件を通じた透明性とベスト・プラクティス</li> <li>▪ スパムメール対策</li> <li>▪ ソース・コードの伝達・アクセスの義務化に反対する取り組み</li> </ul> </li> </ul>
欧州サービス・フォーラム (ESF)	
優先課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全てのサービス部門について、市場アクセスの改善に向けて、法的拘束力のある取り組みを強化する。</li> <li>2. 政府調達協定 (GPA) よりも広い対象とより低い基準額を採用し、EU 企業が両国の全ての公共団体の公共調達に参加できるように、市場アクセスを改善する。</li> <li>3. 規制当局が規制環境の改善と、不要なコストと障壁の削減の可能性を検討できるように、全分野における水平的な規制協力の枠組みを確実に設立する。</li> <li>4. 中立かつ効率的な投資家対国家の紛争解決制度により、高水準の投資保護を実現する。</li> </ol>

<p>優先課題への取り組み方</p>	<p>ESF は、オーストラリア及びニュージーランドとの高度かつ包括的な FTA 交渉の開始を強く支持する。ESF は、サービスおよび関連分野に関して、両国との高度かつ包括的な FTA において次の点を重視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. WTO のサービス貿易に関する一般協定 (GATS) 以上の取り組み</li> <li>b. サービス貿易協定 (TiSA) 以上の取り組み</li> <li>c. TPP 以上の取り組み</li> <li>d. GPA 以上の取り組み</li> <li>e. サービス部門の規制当局が、免許や資格などの同等性や相互承認協定を可能とする、コスト効率的な規制に向けた作業を進めるための、規制協力の枠組み。</li> </ul>
--------------------	---

\* : オーストラリアのみに関する回答。

出所 : 欧州委員会ウェブサイト

[https://ec.europa.eu/eusurvey/publication/AUZ\\_NZ](https://ec.europa.eu/eusurvey/publication/AUZ_NZ)

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20170011>

EUのアジア大洋州における  
自由貿易協定（FTA）交渉・交渉準備の進捗状況

日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
Tel.03-3582-5569

禁無断転載